

## 令和2年度 名南東支部通常総会 開催のご案内



- ◇ 日 時 令和2年4月21日(火) 午後4時～5時30分
- ◇ 場 所 スtringスホテル八事 NAGOYA  
(旧サーウィンストーンホテル八事)  
名古屋市昭和区八事本町100-36 TEL052-861-7901

※ 地下鉄名城線・鶴舞線「八事駅」①番出入口直通  
ご来場には公共交通機関をご利用ください。

★議案書は後日郵送いたしますので、総会当日までにお目通しの上ご持参下さい。  
ご出席、よろしくお願いいたします。

- ◇ 総会終了後、同ホテルにおいて、懇談会を開催します。  
懇談会は正会員・準会員・従業者も含め、1事業所2名様まで参加できます。  
アトラクション：『抽選会』(豪華賞品をご用意しております)  
懇談会費：1,000円(通常総会当日ご持参ください)

### 令和元年度地域事業について

協会本部で行っている不動産無料相談のPR活動、及び全宅連のシンボルマークであるハトマークの啓蒙活動を目的とし、地域の一般消費者への宅建協会を広く知らしめるとともに、協会を理解していただくため実施しました。

#### ◆令和元年10月28日(日)午前10時～午後3時◆

「昭和区区民まつり 2019」に協賛  
場所：鶴舞公園(奏楽堂・噴水塔周辺)

「まつり天白 2019」に協賛  
場所：天白公園(天白町大字島田)



昭和区区民まつり

今年度、名南東支部は昭和区区民まつり・まつり天白に、参加いたしました。役員は鶴舞公園、天白公園の2会場に分かれて、どちらの会場も大盛況で、ハトマークの手提げ袋を持った人たちが多く見られました。ブース内ではお子様向けピンポンダーツに人気が集まり、長い行列ができました。昭和区民まつりでは、マスコットキャラクターの「あいぼっぼ」が来場し大変盛り上がりしました。

また、抽選会では便利グッズ・ゲーム等を提供し大変喜んでいただきました。



まつり天白

## 犯罪による収益の移転防止 に関する法律施行規則の 改正内容について 教えてください。

# Q&A

効率的な本人確認の方法の必要性等から、今般、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令が平成30年11月30日に公布されました。これに伴い改正された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)(以下、犯収法施行規則。)について解説します。

犯罪による収益の移転防止に関する法律において「特定事業者」として位置付けられた全47の事業者は、法で規定する一定の取引(以下、特定取引。宅地建物取引業者については、「宅地・建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介」が特定取引に当たる)を行うに際し、本人特定事項の確認を行うことが義務付けられています。

改正後の犯収法施行規則においては、本人特定事項の確認に当たって、効率的な本人確認ができるよう、次のとおりオンラインで完結する確認方法を新たに認めることとしました。

### (1) 自然人の本人確認方法として、以下のオンライン上の確認方法を追加

①インターネット上のリアルタイムビデオ通話等で、本人確認書類(顔写真付き)の提示を受ける方法

②本人確認書類(顔写真付き)の画像の送信及び顔の画像の送信を受ける等による方法

③本人確認書類のICチップ情報の送信等を受け、既に本人確認を受けている銀行等に照会して確認する方法

④本人確認書類のICチップ情報の送信等を受け、既に本人確認を受けている既存銀行口座を利用して確認する方法

### (2) 法人の本人確認方法として、以下のオンライン上の確認方法を追加

①一般財団法人民事法務協会の『登記情報提供サービス』を利用する方法

②国税庁『法人情報サイト』を利用する方法

### (3) その他所要の改正

現行の非対面の本人確認において偽造書類を利用した不正等が行われている状況を踏まえ、取引関係文書を本人限定受取郵便により送付する方法による本人確認等の際に提示する書類の厳格化(顔写真付きの書類に限定する等)。

上記改正の(1)及び(2)につきましては、平成30年11月30日に施行されております。また、(3)については、平成32年4月から施行されることとなっております。皆様におかれましては、改めて法令の遵守に万全を期していただきますようお願いいたします。

(文責：服部桂子)